

再発防止策について

令和5年7月5日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

産総研では、採用・受入時における適格性の事前確認、研究記録の管理、外為法上のみなし輸出管理の実施、情報セキュリティや研究成果の取り扱いに関する研修等、情報漏えいに対する対策を行ってまいりました。

また、本件事案の把握後も、経済安全保障推進室の設置、外部電磁的記録媒体の使用禁止、モニタリングといった対策強化を積み重ねてきました。

今回の元職員の逮捕・起訴とそれに伴い事案が公になったことを契機として今後は更なる強化策として下記の取組等を新たに実施していきます。

<当面の対策>

・モニタリングの強化

不審な動きを早期に探知し、情報漏えいを未然に防止すべく、システム上の様々な改善を行います。また、本件事案に関連した調査を継続して行うとともに、情報システム、通信回線及び機器等で取り扱う情報のモニタリングを強化します。

・採用・受入時等の適格性審査の強化

採用・受入時における技術情報管理等の観点も踏まえた適格性審査の更なる強化をします。なお、現職員は、兼業の手続きなどを改めて研修を通じて確認するとともに、必要に応じて懸念される者の調査を引き続き行ってまいります。

・技術情報の管理の厳格化

技術情報については、情報の重要性に応じ、エリア管理、技術情報へのアクセス制限等をさらに強化し、厳格に管理します。

・職員等の意識向上

個々の研究内容や業務内容の確認を徹底するとともに、技術情報管理等における緊急特別研修を実施しております。今後も定期的に研修を実施していきます。

上記の取組以外にも、引き続き各種システムや制度を見直してまいります。

<対策等の継続的なフォローアップ>

今後、当面の対策の内容とその実施状況に関して、外部専門家によるレビューを行います。その結果を踏まえ、取組の改善や追加的な対策の実施を含め、再発防止を徹底してまいります。